

基本計画 新旧対照表（ページは新ページ）

項目	旧（市民意見募集時）	新（第4回審議会時 変更案）※誤字等の軽微な変更を除く
p1 1-1. 人権尊重のまち づくりの推進	現状と課題 <記載なし>	<u>福岡県においては、性の多様性を認め合い、性的志向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して生活できるよう、2022（令和4）年度に「福岡県パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。</u>
p1 1-1. 人権尊重のまち づくりの推進	施策の方針 <u>総合的かつ計画的な人権教育・啓発に取り組み</u> 、市民一人一人の人権が真に尊重されるまちづくりを推進します。	<u>人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進し</u> 、市民一人一人の人権が真に尊重されるまちづくりを推進します。
p1 1-1. 人権尊重のまち づくりの推進 （以降各施策に ついて同じ）	目標達成指標 基準値 2025（令和7）年 目標値 2036（令和18）年 目標値 <u>100.0%</u>	基準値 2025（令和7）年 <u>度</u> 目標値 2036（令和18）年 <u>度</u> 目標値 <u>100%</u>
p1 1-1. 人権尊重のまち づくりの推進	目標達成指標 <u>人権意識が高揚した参加者の割合</u>	<u>人権への理解が深まった参加者の割合</u>
p2 1-1. 人権尊重のまち づくりの推進	施策を実現するための基本事業 ①人権教育・啓発の推進 市民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自己の人権と同様に他者の人権にも十分に配慮した行動が <u>できるように</u> 、学校や社会教育の場はもとより、家庭や職場、地域などあらゆる場、あらゆる機会を通じた人権教育及び啓発活動を <u>推進するとともに</u> 、人権教育の指導者や地域指導者の育成に努めます。	市民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自己の人権と同様に他者の人権にも十分に配慮した行動が <u>できることを目指します。そのために</u> 、学校や社会教育の場はもとより、家庭や職場、地域などあらゆる場、あらゆる機会を通じた人権教育及び啓発活動を <u>推進します。あわせて</u> 、人権教育の指導者や地域指導者の育成に努めます。

コメントの追加 [A1]:

第3回審議会 資料1 No.13により変更

コメントの追加 [A2]:

第3回審議会 資料1 No.14により変更

コメントの追加 [A3]:

第4回審議会 資料7 No.1により変更

コメントの追加 [A4]:

第4回審議会 資料6 No.85により変更

コメントの追加 [A5]:

第3回審議会 資料1 No.15により変更

コメントの追加 [A6]:

第4回審議会 資料7 No.14により変更

基本計画 新旧対照表（ページは新ページ）

項目	旧（市民意見募集時）	新（第4回審議会時 変更案）※誤字等の軽微な変更を除く
p 2 1-1. 人権尊重のまちづくりの推進	施策を実現するための基本事業 ②人権尊重のまちづくりに向けた総合的な取組の推進 様々な人権問題に幅広く対応し、人権尊重の視点が反映されるよう、全庁的かつ総合的な人権施策を推進します。	様々な人権問題に幅広く対応し、人権尊重の視点が反映されるよう、 <u>関係機関や団体等との連携を図りながら</u> 、全庁的かつ総合的な人権施策を推進します。
1-2. 男女共同参画の推進	施策名 1-2. <u>男女共同参画の推進</u>	1-2. <u>ジェンダー平等・男女共同参画の推進</u>
p 3 1-2. 男女共同参画の推進	現状と課題 国は、男女共同参画社会基本法や女性活躍推進法の改正、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定を行うとともに、2026（令和8）年に策定した「第6次男女共同参画基本計画」に基づき、 <u>男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化等に取り組んでいます。一方、社会においては、多様な働き方の整備が企業の経営課題となっており、共働きの増加や単身・ひとり親世帯の増加、性暴力やDVといった問題への対応も求められています。</u>	国は、「男女共同参画社会基本法」や「女性活躍推進法」の改正、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定を行うとともに、2026（令和8）年に策定した「第6次男女共同参画基本計画」に基づき、 <u>男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会の実現など、男女共同参画社会の形成の促進</u> に向けた基盤の整備・強化等に取り組んでいます。 <u>一方、社会においては、共働き世帯やひとり親世帯の増加に伴い、仕事と子育て、介護との両立支援の充実や、DV、性暴力、ハラスメントなどジェンダーに基づくあらゆる暴力に対する支援の強化等、様々な課題への対応が求められています。</u> <u>福岡県においても、2019（平成31）年に「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」が公布され、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、全国に先駆けた先進的な取組が進められています。また、2026（令和8）年には、男女共同参画に関連する3つの計画を統合した「第6次福岡県男女共同参画計画」が策定され、更なるジェンダー平等・男女共同参画の推進に取り組んでいます。</u>
p 3 1-2. 男女共同参画の推進	目標達成指標 地方自治法第202条の3に基づく市の <u>審議会等女性委員の割合</u>	地方自治法第202条の3に基づく市の <u>審議会等委員に占める女性の割合</u>

コメントの追加 [A7]:

第3回審議会 資料1 No.17により変更

コメントの追加 [A8]:

第4回審議会 資料6 No.10により変更

コメントの追加 [A9]:

第4回審議会 資料6 No.12により変更

コメントの追加 [A10]:

第4回審議会 資料4 No.18により変更

コメントの追加 [A11]:

第3回審議会 資料1 No.18により変更

コメントの追加 [A12]:

第4回審議会 資料6 No.11により変更

基本計画 新旧対照表（ページは新ページ）

項目	旧（市民意見募集時）	新（第4回審議会時 変更案）※誤字等の軽微な変更を除く
p 4 1-2. 男女共同参画の 推進	施策を実現するための基本事業 <u>①あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり</u> 男女がお互いの人権を尊重し、性別によって生き方や働き方が制限されることなく、その個性と能力が十分発揮されるよう、男女共同参画の視点に立った意識づくりを進めます。 <u>②あらゆる分野における女性の活躍推進</u> 男女が共に様々な分野に参加し、対等な立場で参画できるための環境整備や、自らの意思によって女性が職業生活を営むにあたり、その個性と能力を十分に発揮できるよう、長時間労働の是正、多様な働き方の推進、ワーク・ライフ・バランスの実現等に向け、市民や事業者等への取組を進めます。 <u>③男女が共に支え合い、安全・安心で住みよいまちづくり</u> 従来の固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女が共に家庭生活や地域活動に主体的に参画し、健康で、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。また、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発に取り組むとともに、困難な問題を抱える女性などへの相談事業の充実を図り、相談者の実情に応じた支援に取り組めます。	<u>①ジェンダー平等・男女共同参画への意識づくり</u> 男女が互いの人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できるよう、ジェンダー平等・男女共同参画の意識づくりを進めます。男女共同参画推進センター「サックス」を拠点とし、様々な場面を通じて市民や事業者、地域団体等に対する啓発などを行うとともに、あらゆる年代における教育・学習機会の充実を図り、家庭や地域における男女共同参画を促進します。 <u>②あらゆる分野における女性の活躍推進</u> 男女が対等な立場で様々な分野に参画することができる環境整備を進め、政策・方針決定過程への女性の参画や地域における男女共同参画を推進します。女性が自らの意思によって職業生活を営むにあたり、その個性と能力を十分に発揮できるよう、職場での男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を促進します。 <u>③男女が共に安心して健やかに暮らせる環境づくり</u> ジェンダーに基づくあらゆる暴力や人権侵害について未然の防止と被害者の早期発見、相談支援体制の充実努めるとともに、性別やライフステージに応じた健康支援やリプロダクティブ・ヘルス／ライツについての理解の促進を図ります。様々な困難を抱える人への支援や、防災・減災に関する取組に男女共同参画の視点を取り入れ、男女が共に安心して健やかに暮らせる環境づくりを推進します。
p 5 1-3. 協働のまちづくりの 推進	現状と課題 2025（令和7）年には、2地区のまちづくり協議会を一般社団法人化し、2026（令和8）年からは活動の拠点である交流センターに<u>指定管理者制度を導入するなど、</u><以下略>	2025（令和7）年には、2地区のまちづくり協議会を一般社団法人化し、2026（令和8）年からは活動の拠点である交流センターに<u>指定管理者制度を導入しました。</u>

コメントの追加 [A13]:

第3回審議会 資料1 No.23により変更

第4回審議会 資料7 No.3にて再修正

第4回審議会 資料6 No.14にも対応

コメントの追加 [A14]:

第3回審議会 資料1 No.24により変更

第4回審議会 資料7 No.3にて再修正

コメントの追加 [A15]:

第3回審議会 資料1 No.25により変更

第4回審議会 資料7 No.3にて再修正

コメントの追加 [A16]:

第3回審議会 資料1 No.27により変更

基本計画 新旧対照表（ページは新ページ）

項目	旧（市民意見募集時）	新（第4回審議会時 変更案）※誤字等の軽微な変更を除く
p 5 1-3. 協働のまちづくりの推進	目標達成指標 自治会加入率 目標値 50.0%	自治会加入率 目標値 50.0% <u>以上</u>
p 5 1-3. 協働のまちづくりの推進	目標達成指標 なし	<u>活動団体等との協働事業実績数</u> <u>基準値 74件 ⇒目標値 90件</u>
p 6 1-3. 協働のまちづくりの推進	施策を実現するための基本事業 ①協働のまちづくりの推進 また、それぞれが互いの人権を尊重し誰もが共に活躍できる協働のまちづくりを推進するとともに、 <u>12地区まちづくり協議会</u> の支援の強化に努めます。	また、それぞれが互いの人権を尊重し誰もが共に活躍できる協働のまちづくりを推進するとともに、 <u>市民等、地域活動団体、市民活動団体</u> の支援の強化に努めます。
p 6 1-3. 協働のまちづくりの推進	施策を実現するための基本事業 ③地域コミュニティ活動の拠点づくりの推進 さらに、 <u>核となるまちづくりリーダーの存在は、活動のきっかけや活性化の契機となることから、活動負担の軽減等による人材の確保や育成、ネットワークの構築に努めます。</u>	さらに、 <u>協働のまちづくりの人材発掘と育成の充実のための支援、情報共有のための環境の構築に努めます。</u>
p 17 2-3. 職員の人材育成・確保の推進	目標達成指標 働く環境への満足度 基準値 <u>確認中のため結果集約後に記載</u> 目標値 <u>確認中のため結果集約後に記載</u>	働く環境への満足度 基準値 <u>62.9% (R8)</u> 目標値 <u>85.0%</u>

コメントの追加 [A17]:

第4回審議会 資料7 No.4により変更

コメントの追加 [A18]:

第4回審議会 資料7 No.6により変更

コメントの追加 [A19]:

第4回審議会 資料7 No.5により変更

コメントの追加 [A20]:

第4回審議会 資料7 No.10により変更

コメントの追加 [A21]:

指標の集約が完了したため、記載。

基本計画 新旧対照表（ページは新ページ）

項目	旧（市民意見募集時）	新（第4回審議会時 変更案）※誤字等の軽微な変更を除く
p15 3-1. 健康のまちづくり	目標達成指標 健康寿命（平均寿命と健康寿命の差） 基準値 男性：1.41歳 女性：<u>2.99歳</u> 一人当たり医療費（国民健康保険） 基準値 <u>458,063円（R6）</u> 目標値 <u>644,014円</u> 市立病院への患者紹介率 基準値 <u>85.9%</u> 目標値 <u>50%以上</u> 市立病院からの患者紹介率（逆紹介率） 基準値 <u>106.6%</u> 目標値 <u>70%以上</u> 予防接種接種率（麻しん・風しん） 基準値 1期：<u>94.8%</u> 2期：<u>89.7%（R6）</u>	健康寿命（平均寿命と健康寿命の差） 基準値 男性：1.41歳 女性：<u>3.16歳</u> 一人当たり医療費（国民健康保険） 基準値 <u>460,648円</u> 目標値 <u>629,521円</u> 市立病院への患者紹介率 基準値 <u>86.0%</u> 目標値 <u>50%以上を維持</u> 市立病院からの患者紹介率（逆紹介率） 基準値 <u>106.7%</u> 目標値 <u>70%以上を維持</u> 予防接種接種率（麻しん・風しん） 基準値 1期：<u>97.0%</u> 2期：<u>87.8%</u>
p17 3-2. 安心して暮らせる地域づくり	目標達成指標 地域福祉の担い手数 基準値 <u>※集計中</u> 目標値 <u>※集計中</u> 地域福祉関連事業参加者数 基準値 <u>※集計中</u> 目標値 <u>※集計中</u>	地域福祉の担い手数 基準値 <u>6,099人</u> 目標値 <u>6,273人</u> 地域福祉関連事業参加者数 基準値 <u>47,008人</u> 目標値 <u>50,180人</u>
p18 3-3. 障がい者福祉の充実	現状と課題 また、障害者差別解消法が改正され、<u>事業者による</u>障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。	また、「障害者差別解消法」が改正され、<u>行政機関等だけでなく、事業者（企業、団体、店舗、個人事業主、ボランティア活動をするグループなど）による</u>障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

コメントの追加 [A22]:

最新値への修正

コメントの追加 [A23]:

最新値への修正

コメントの追加 [A24]:

第4回審議会資料 資料4 No.4により変更

コメントの追加 [A25]:

第4回審議会資料 資料4 No.4により変更

コメントの追加 [A26]:

最新値への修正

コメントの追加 [A27]:

指標の集計が完了したため記載。

コメントの追加 [A28]:

指標の集計が完了したため記載。

コメントの追加 [A29]:

第4回審議会 資料4 No.19により変更

基本計画 新旧対照表（ページは新ページ）

項目	旧（市民意見募集時）	新（第4回審議会時 変更案）※誤字等の軽微な変更を除く
p19 3-3. 障がい者福祉の充実	目標達成指標 <u>手話奉仕者</u> 養成講座基礎課程修了者数（累計） 目標値 <u>385人</u>	<u>手話奉仕員</u> 養成講座基礎課程修了者数（累計） 目標値 <u>435人</u>
p21 3-4. 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	現状と課題 <u>本市においても、運動・栄養・社会参加を3つの柱とするフレイル予防の普及啓発を推進しており、元気な高齢者が社会とつながりを持って活躍できる社会を目指しています。</u>	<u>本市においても、市内11か所に地域包括支援センターを設置し、高齢者やその家族を支える総合的な相談体制を整備するとともに、自立支援・重度化防止、医療と介護の連携強化、認知症施策の推進など、地域包括ケアシステムの充実に取り組んでいます。</u> <u>一方、人口減少社会を迎える中、誰もが住み慣れた地域で、将来にわたり自分らしく安心して暮らし続けるためには、介護保険制度による支援に加え、健康寿命の延伸を図ることが重要です。</u> <u>このため本市では、「運動・栄養・社会参加」を3つの柱とするフレイル予防の普及啓発を推進し、高齢者が健康を維持しながら地域社会とのつながりを持ち、これまで培ってきた経験や能力を生かして、いきいきと活躍できる社会の実現を目指しています。</u>
p21 3-4. 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	目標達成指標 一般介護予防事業参加者数 基準値 <u>1,273人</u>	一般介護予防事業参加者数 基準値 <u>1,272人</u>
p22 3-4. 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	施策を実現するための基本事業 ③ <u>生きがいをもって</u> 生活できる環境づくりの推進 高齢者が <u>生きがいをもって</u> 生活できるよう、フレイル予防を軸とした介護予防の普及啓発を推進します。	③ <u>生きがいとやりがいをもって</u> 生活できる環境づくりの推進 高齢者が <u>生きがいとやりがいをもって</u> 生活できるよう、フレイル予防を軸とした介護予防の普及啓発を推進します。

コメントの追加 [A30]:

第4回審議会 資料4 料No.21により変更

コメントの追加 [A31]:

第4回審議会 資料4 料No.24により変更

コメントの追加 [A32]:

指標内容精査による修正

コメントの追加 [A33]:

第4回審議会 資料6 No.22により変更

基本計画 新旧対照表（ページは新ページ）

項目	旧（市民意見募集時）	新（第4回審議会時 変更案）※誤字等の軽微な変更を除く
p 2 3 4-1. 子育て支援の推進	現状と課題 本市では出生数は減少傾向にありますが、近年、子育て世帯の転入が<u>増加しており</u>、多様なニーズに対応するため、子育て支援センターを設置し、相談機能の強化を図るとともに、経済的支援策を実施し、子育て環境の充実を<u>図ってきました</u>。<u>あわせて</u>、こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援体制を構築したところです。	本市では、出生数は減少傾向にありますが、近年、子育て世帯の転入が<u>増加しております</u>。<u>これまでも</u>、多様なニーズに対応するため、子育て支援センターを設置し、相談機能の強化を図るとともに、経済的支援策を実施し、子育て環境の機能充実を<u>図りましたが、あわせて</u>、こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援体制を構築したところです。
p 2 3 4-1. 子育て支援の推進	施策の方針 地域とのつながりの中で<u>男女が共に</u>こどもの成長や子育てに伴う喜びを実感できるよう、全てのこども・子育て家庭への子育て支援や経済的支援を推進します。	地域とのつながりの中で、<u>こどもを育む全ての人が</u>、こどもの成長や子育てに伴う喜びを実感できるよう、全てのこども・子育て家庭への子育て支援や経済的支援を推進します。
p 2 3 4-1. 子育て支援の推進	目標達成指標 年少人口 目標値 <u>13,983人</u>	年少人口 目標値 <u>13,982人</u>
p 2 5 4-2. 安心して産み育てやすい環境づくり	施策名 4-2. <u>安心して産み育てやすい環境づくり</u>	4-2. <u>就学前教育・保育の充実</u>
p 2 5 4-2. 安心して産み育てやすい環境づくり	目標達成指標 <指標を「4-3. こども・若者が健やかに成長する環境づくり」から移動>	<u>保幼小連携のためのアプローチカリキュラム作成施設数（累計）</u>

コメントの追加 [A34]:

第4回審議会 資料4 No.31により変更

コメントの追加 [A35]:

第4回審議会 資料7 No.28により変更

コメントの追加 [A36]:

序論・基本構想との整合を図るため修正

コメントの追加 [A37]:

第3回審議会 資料2 No.28により変更

コメントの追加 [A38]:

第3回審議会 資料2 No.28により変更

基本計画 新旧対照表（ページは新ページ）

項目	旧（市民意見募集時）	新（第4回審議会時 変更案）※誤字等の軽微な変更を除く
p 2 6 4-2. 安心して産み育 てやすい環境づ くり	施策を実現するための基本事業 <③の次に新たな基本事業を追加>	<u>④こどもの育ちを切れ目なく支えるための連携の推進</u> <u>幼児期の終わりまでに育った力が小学校での学びにつながるよう、</u> <u>お互いの教育・保育の内容を深く理解し合い、共通の視点でこどもを支</u> <u>える「段差のない接続」のための取組を推進します。</u>
p 2 7 4-3. こども・若者が 健やかに成長す る環境づくり	施策の方針 こども・若者の健やかな成長と自立を実現するために、 <u>学校・家庭・</u> <u>地域が連携したこども・若者の健全育成を推進します。</u>	こども・若者の健やかな成長と自立を実現するために、 <u>学校・家庭・</u> <u>地域が連携し、こども・若者が健やかに成長する環境づくりを推進し</u> <u>ます。</u>
p 2 7 4-3. こども・若者が 健やかに成長す る環境づくり	目標達成指標 <指標を「4-2. 就学前教育・保育の充実」に移動> <u>保幼小連携のためのアプローチカリキュラム作成施設数（累計）</u>	<4-2へ移動>
p 2 7 4-3. こども・若者が 健やかに成長す る環境づくり	目標達成指標 放課後児童クラブの活動内容に満足している利用保護者の割合 目標値 90.0%	目標値 90.0% <u>以上</u>
p 2 7 4-3. こども・若者が 健やかに成長す る環境づくり	目標達成指標 放課後児童クラブを楽しいと思う利用児童の割合 目標値 90.0%	目標値 90.0% <u>以上</u>
p 2 8 4-3. こども・若者が 健やかに成長す る環境づくり	施策を実現するための基本事業 ①こども・若者を地域で支える環境づくりの推進 地域や関係団体と連携し、体験活動や学びの機会を充実させることで、 <u>規範意識や社会性を育む</u> 取組を推進します。	地域や関係団体と連携し、体験活動や学びの機会を充実させることで、 <u>地域への愛着の醸成や社会性・コミュニケーション能力を高める</u> 取組 を推進します。

コメントの追加 [A39]:

第3回審議会 資料2 No.28により追加

コメントの追加 [A40]:

第3回審議会 資料1 No.52により変更

第4回審議会 資料6 No.34にも対応

コメントの追加 [A41]:

第3回審議会 資料2 No.28により変更

コメントの追加 [A42]: 第4回審議会 資料7 No.31
により変更

コメントの追加 [A43]: 第4回審議会 資料7 No.31
により変更

コメントの追加 [A44]:

第4回審議会 資料7 No.32により変更

基本計画 新旧対照表（ページは新ページ）

項目	旧（市民意見募集時）	新（第4回審議会時 変更案）※誤字等の軽微な変更を除く
p 3 1 5-2. 雇用促進と人材の育成	現状と課題 今後は、若年層の定着率向上や、成長分野に対応した人材育成が一層求められます。また、企業ニーズと教育内容のミスマッチ解消や、多様な人材を活用できる就業環境の整備も重要な課題であり、産学官連携による継続的な人材育成施策が必要です。	今後は、若年層の定着率向上や、成長分野に対応した人材育成が一層求められます。また、企業ニーズと教育内容のミスマッチ解消や、<u>外国</u> <u>人材を含む</u>多様な人材を活用できる就業環境の整備も重要な課題であり、産学官連携による継続的な人材育成施策が必要です。
p 3 7 5-6. 観光の振興	現状と課題 飯塚オートレース場につきましては、コロナ禍以降、インターネットによる車券購入が普及し、また、従前からのお客様の高齢化等で入場者が減少している状況です。2025（令和7）年にメインスタンドが完成したことで、様々な施策を行い、<u>入場者を向上させていく</u>必要があります。	飯塚オートレース場につきましては、コロナ禍以降、インターネットによる車券購入が普及し、また、従前からのお客様の高齢化等で入場者が減少している状況です。2025（令和7）年にメインスタンドが完成したことで、様々な施策を行い、<u>入場者数を増加させていく</u>必要があります。
p 4 0 5-6. 観光の振興	施策を実現するための基本事業 ②観光地域づくりの実践 観光地経営戦略を策定するとともに、地域住民や事業者が主体となった取組を支援し、日常の暮らしや文化と観光が調和した<u>まちづくり</u>を進めることで、住んでよし、訪れてよし、働いてよしの観光地域づくりに取り組みます。 ⑤公営競技事業（オートレース）の魅力強化 訪日外国人旅行者を含めた受入環境の整備に取り組み、<u>入場者の拡大</u>を図ります。	②観光地域づくりの実践 観光地経営戦略を策定するとともに、地域住民や事業者が主体となった取組を支援し、日常の暮らしや文化と観光が調和した<u>地域づくり</u>を進めることで、住んでよし、訪れてよし、働いてよしの観光地域づくりに取り組みます。 ⑤公営競技事業（オートレース）の魅力強化 訪日外国人旅行者を含めた受入環境の整備に取り組み、<u>入場者数の増加</u>を図ります。

コメントの追加 [A45]:

第4回審議会 資料4 No.43により変更

コメントの追加 [A46]:

第4回審議会 資料4 No.48により変更

コメントの追加 [A47]:

第4回審議会 資料4 No.51により変更

コメントの追加 [A48]:

第4回審議会 資料4 No.48により変更

基本計画 新旧対照表（ページは新ページ）

項目	旧（市民意見募集時）	新（第4回審議会時 変更案）※誤字等の軽微な変更を除く
p 4 2 6-1. 人権を尊重する 豊かな心・健や かな体を育む教 育の推進	施策を実現するための基本事業 ①生きる力を育む教育の推進 変化の激しい社会を主体的に生き抜く力を育成するために、教育活動全体を通して、道徳性を養う心の充実を図るとともに、児童生徒の発達段階に即し、<u>同和問題を</u>はじめとする様々な人権教育を推進することで、豊かな心の育成を図ります。	①生きる力を育む教育の推進 変化の激しい社会を主体的に生き抜く力を育成するために、教育活動全体を通して、道徳性を養う心の充実を図るとともに、児童生徒の発達段階に即し、<u>部落差別問題を</u>はじめとする様々な人権教育を推進することで、豊かな心の育成を図ります。
p 4 2 6-1. 人権を尊重する 豊かな心・健や かな体を育む教 育の推進	施策を実現するための基本事業 ②多様な背景を持つ児童生徒に対する支援の推進 こどもたちの能力や特性、障がいの状況、多様な背景に応じて、一人一人の可能性を伸ばし健やかな成長を図るため、個に応じた支援を必要とする児童生徒に対して、関係機関と連携を図り、障がいの状態、<u>発達段階等に応じたきめ細やかな支援を行います。</u> ④安全な給食の提供と食育の推進 児童生徒の健全な成長を支えるために、安全な給食の提供と食育の推進に取り組みます。<u>衛生管理を徹底した給食の提供に加え</u>、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付ける取組を通じて、心身の健康と豊かな人間性の育成を図ります。	②多様な背景を持つ児童生徒に対する支援の推進 こどもたちの能力や特性、障がいの状況、多様な背景に応じて、一人一人の可能性を伸ばし健やかな成長を図るため、個に応じた支援を必要とする児童生徒に対して、関係機関と連携を図り、障がいの状態、<u>発達段階、児童や保護者の願い等に応じたきめ細かな支援を行います。</u> ④安全な給食の提供と食育の推進 児童生徒の健全な成長を支えるために、安全な給食の提供と食育の推進に取り組みます。<u>衛生管理を徹底し、地産地消の推進等を図りながら</u>、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付ける取組を通じて、心身の健康と豊かな人間性の育成を図ります。
p 4 4 6-2. 確かな学力を育 む教育の推進	施策を実現するための基本事業 ⑤<u>教員</u>の資質向上 新しい時代を担うこどもたちを育むため、「学校へ行きたい」「学びたい」とこどもたちが感じることが出来る魅力的な学校や、学習意欲や知的好奇心を十分に引き出せる授業づくりができるように、<u>教員</u>の授業力の向上に取り組み、更なる資質向上に向けた計画的・体系的な研修の充実に努めます。	⑤<u>教職員</u>の資質向上 新しい時代を担うこどもたちを育むため、「学校へ行きたい」「学びたい」とこどもたちが感じることが出来る魅力的な学校や、学習意欲や知的好奇心を十分に引き出せる授業づくりができるように、<u>教職員</u>の授業力の向上に取り組み、更なる資質向上に向けた計画的・体系的な研修の充実に努めます。

コメントの追加 [A49]:

<序論・基本構想>及び他の施策と記載を統一するため修正。

コメントの追加 [A50]:

第4回審議会 資料6 No.45により変更

コメントの追加 [A51]:

第4回審議会 資料4 No.57及び

資料6 No.41・45により変更

コメントの追加 [A52]:

第4回審議会 資料6 No.48により変更

基本計画 新旧対照表（ページは新ページ）

項目	旧（市民意見募集時）	新（第4回審議会時 変更案）※誤字等の軽微な変更を除く
p 4 5 6－3. 生涯学習の振興	現状と課題 本市では、多様な学習機会の提供に向け、 <u>公民館や交流センター</u> 、図書館などの拠点が整備されており、講座やサークル活動が実施されています。	本市では、多様な学習機会の提供に向け、 <u>中央公民館や各地域にある交流センター</u> 、図書館などの拠点が整備されており、講座やサークル活動が実施されています。
4 5 6－3. 生涯学習の振興	施策を実現するための基本事業 ①多様な学習機会の提供 中央公民館や交流センターなどにおいては様々な地域資源の発掘・活用などに努め、活動や学び合いを通じて得た成果がまちづくり活動などにつながるような生涯学習を推進します。	中央公民館や <u>各地域にある</u> 交流センターなどにおいては様々な地域資源の発掘・活用などに努め、活動や学び合いを通じて得た成果がまちづくり活動などにつながるような生涯学習を推進します。
p 4 9 6－5. 文化芸術の創造	目標達成指標 飯塚市文化会館入場者数 基準値 <u>1 8 0, 3 7 9 人</u>	飯塚市文化会館入場者数 基準値 <u>1 8 0, 6 7 5 人</u>
p 6 0 7－3. 生活安全の向上	施策を実現するための基本事業 ④消費者保護の充実 消費者トラブルの被害者救済に加え、被害の多様化・複雑化に対応し、消費者の被害を未然に防止するため、関係機関との連携のもと、 <u>悪質商法等に関する</u> 情報提供や啓発に <u>努めるとともに</u> 、消費生活相談員の更なる能力向上を <u>図るなど</u> 、相談体制の充実に <u>図ります</u> 。	消費者トラブルの被害者救済に加え、被害の多様化・複雑化に対応し、消費者の被害を未然に防止するため、 <u>関係機関と連携して消費生活に関する</u> 情報提供や啓発に <u>努めます</u> 。 <u>また</u> 、消費生活相談員の更なる能力向上を <u>図り</u> 、相談体制の充実に <u>進めます</u> 。
p 6 1 7－4. 計画的な土地利用の推進	目標達成指標 居住誘導区域内における人口の市域全体の人口に対する割合 基準値 <u>確認中</u>	目標達成指標 居住誘導区域内における人口の市域全体の人口に対する割合 基準値 <u>40.2%</u>

コメントの追加 [A53]:

第4回審議会 資料4 No.71により変更

コメントの追加 [A54]:

第4回審議会 資料4 No.71により変更

コメントの追加 [A55]:

指標内容精査による修正

コメントの追加 [A56]:

第4回審議会 資料4 No.91により変更

コメントの追加 [A57]:

指標の集計が完了したため記載。

基本計画 新旧対照表（ページは新ページ）

項目	旧（市民意見募集時）	新（第4回審議会時 変更案）※誤字等の軽微な変更を除く
p 6 6 7-6. 公共交通の維持 と利便性の向上	施策を実現するための基本事業 ②広域交通の利便性の向上 また、 <u>福岡市営地下鉄福岡空港駅</u> とＪＲ篠栗線の接続について、関係機関と連携を図りながら <u>取り組んでいきます。</u>	また、 <u>福岡市地下鉄福岡空港線</u> とＪＲ篠栗線の接続について、関係機関と連携を図りながら <u>協議を行います。</u>
p 7 3 8-1. 自然環境の保全	現状と課題 しかし、 <u>担い手の高齢化や活動の継続性に課題があります。</u> 豊かで美しい里地里山・里川などの自然環境を保全していくための取組や適切な維持管理を行っていくことも必要です。	しかし、豊かで美しい里地里山・里川などの自然環境を保全していくための取組や適切な維持管理を行っていくことも必要です。
p 7 4 8-1. 自然環境の保全	施策を実現するための基本事業 ①森林の保全 山林・里山の荒廃を防ぎ、美しい森林を保全するため、 <u>適切な森林整備を行い、市民・各種団体が活用できる竹粉碎機を貸し出すなど、荒廃森林及び荒廃竹林の整備を推進します。</u>	山林・里山の荒廃を防ぎ、美しい森林を保全するため、 <u>荒廃森林及び荒廃竹林の整備を推進するとともに、竹粉碎機の貸出しにより、市民・各種団体が行う竹林整備等を支援します。</u>
p 7 7 8-3. 循環型社会・脱炭素社会の推進	現状と課題 今後は、 <u>わかりやすい情報提供やサポート体制を強化し、</u> 市民や事業者が循環型社会の実現に向けた環境を整備することが重要です。	今後は、 <u>イベント、各種教室及び出前講座を通して地球温暖化対策や4Rの推進等わかりやすい情報提供を行い、</u> 市民や事業者が循環型社会の実現に向けた環境を整備することが重要です。
p 7 7 8-3. 循環型社会・脱炭素社会の推進	目標達成指標 <u>一人</u> 当たりの一般廃棄物の排出量	<u>1人1日</u> 当たりの一般廃棄物の排出量
p 7 8 8-3. 循環型社会・脱炭素社会の推進	施策を実現するための基本事業 ②省エネ活動の啓発と <u>脱炭素型エネルギー</u> の利用促進	②省エネ活動の啓発と <u>再生可能エネルギー</u> の利活用推進

コメントの追加 [A58]:

第4回審議会 資料7 No.55により変更

コメントの追加 [A59]:

第4回審議会 資料4 No.98により変更

コメントの追加 [A60]:

第4回審議会 資料4 No.100により変更

コメントの追加 [A61]:

第4回審議会 資料7 No.63により変更

コメントの追加 [A62]:

第4回審議会 資料7 No.62により変更

コメントの追加 [A63]:

下位計画と文言を統一するため修正